

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙それぞれの事務所に備え置いております。

令和八年二月十一日

静岡県焼津市城之腰二六九番地の九

(甲) 焼津漁業協同組合

代表理事組合長 橋ヶ谷 長生

静岡県焼津市小川三三九二番地の九

(乙) 小川漁業協同組合

代表理事組合長 橋ヶ谷 長生